

Ⅰ 埼玉県公立高等学校入学者選抜の基本方針

埼玉県公立高等学校入学者選抜は、入学者選抜実施要項（以下、「実施要項」という。）に基づいて、中学校長から提出された調査書、選抜のための学力検査の得点及び面接等を資料とし各高等学校、学科、コース等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

ただし、定時制の課程における特別募集及び通信制の課程における募集にあっては、選抜の資料の一部を他の資料をもって代えることができる。

高等学校においては、校長を委員長とする選抜委員会を設け、本選抜要領に基づき資料等の扱いを定め、公正な選抜を行う。